

片目の顔面把手に関する一つのアプローチ

早 川 正 一

I

「勝坂式土器の顔面把手の多くのものは顔面が内側を向き、顔面の背面に蛇身装飾や蛇のどぐろを巻く姿などが表現されたものがあり、また中には両目の形が異なるもの(挿図3)、たとえば片目をまるく片目を十字状の細い切れ目にしたものなど(挿図1)、意味ありげな表情にしたものがある^①」。また、「片眼に切り傷を表現したかと思われる人面把手が東京都秋川市二の宮と、秋川市に近い埼玉県狭山市村山第三小学校敷地から発見されている。・・・東京湾岸にある青ガ台貝塚出土品とともに、眼を傷つけた人面把手三例として注目してよい^②」という江坂輝弥氏の興味ある指摘が示すように、確かに片目の奇異な顔つきを表現した縄文中期の顔面把手が存在する。土偶の出土数には及ばないにしても、今日では数多くの顔面把手が発見されており、それにもかかわらず、この片目はその中に極めて稀な例品としてしかみられない。例えば、中村日出男氏がまとめた顔面把手の出土地名表^③によると、144例におよぶ顔面把手の発見資料の中にも前述の3例についてのみ片目の表現が異なる指摘があり、やはり稀有の存在であることがわかる。

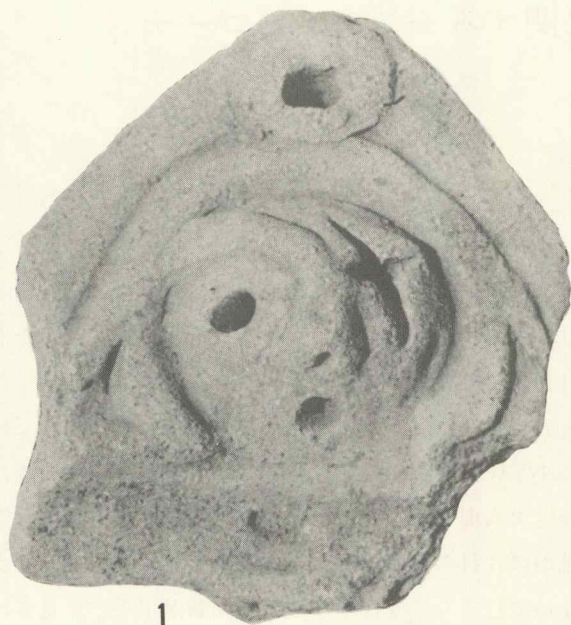
それにしても、なにゆえ片目の顔つきをわざわざ意図して表現せねばならなかったのであろうか。

II

さて、ここでこれまでのこの片目の顔面把手について言及した考古学者が、片目をどのように観察し、把握しているのかという問題に立ち返って、その記述を検討しておきたい。

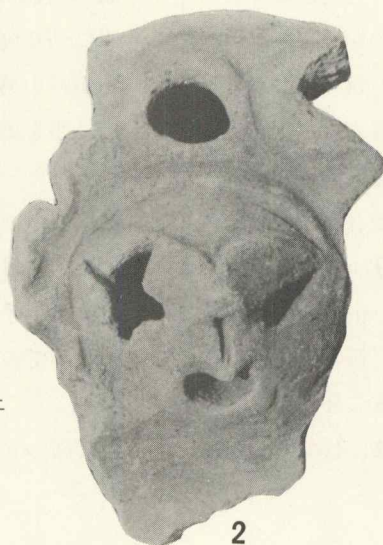
まず、東京都西多摩郡秋多町二宮神社境内の出土例(挿図2)については、上川名 昭氏が「眼尻の吊り上がった両眼を持ち、その右眼は三日月形の傷が縦につけられ、口はやや開き何か叫んでいるかのような」と記し、埼玉県狭山市村山第三小学校敷地の出土例(挿図1)については、「右眼の周囲は半肉彫りでふくらみ、その中に丸い眼があげられている。左眼は柳葉状をなして吊り上がり、二宮例の如く縦に三日月形の傷がみられる」と記載して、ともに「片目をつぶした独眼のもの」と判断している^④。

この両例に対して、大塚和義氏は「単に眼を閉じたものか、なにか過失や病気や戦闘などの原因でつぶしたのか、あるいは刑罰をうけて意識的につぶされた人物を写しとったのであろうか。ともかく、眼がつぶれている状態をあらわしたことは確かであろう。しかも両眼がつぶれているのではなく、片眼という点に興味もたれる」と述べている^⑤。



1

村山第三小学校遺跡出土



2

二宮神社遺跡出土



3

青ヶ台遺跡出土

挿図 片目の顔面把手

また、横浜市金沢区釜利谷町青ヶ台の出土例（挿図3）について、大塚氏は「左眼を閉じている」状態であって、傷口の表現ではないが、しかし、「片目のつぶれたもの」であるという見解をとっている^⑩。一方では「単に眼を閉じたもの」という見方を保持しながら。

いずれにしても、この3例に関して、それぞれの記述が負傷の結果としての片目であることを容認しているものの、目蓋の上からの切傷とする意見と目蓋に関りのない眼球破損あるいは眼球欠除とする意見に分かれる。

つぎに、この片目になる原因をどのようにとらえているのか、各々の記述を抽出してみると、前掲の二宮神社境内と村山市第三小学校敷地の両例について、上川名氏は「部落の為に外敵と戦って片目に傷を受けた勇者を思わせる^⑪」とし、大塚氏は前述のように「過失、病気」による自損か、「戦闘」による傷痕か、「刑罰」による処罰などを考えている。

さらに、この顔面そのものが一体、何なのかを同様に調べてみると、上川名氏が上記のとおり「片目に傷を受けた勇者」として縄文時代の英雄を考え、大塚氏が「母の胎内にみたてた土器の入口におさな子の顔をつけたもの^⑫」と考えており、江坂氏が獸面把手と区別して人面把手と称しているように、ともども根本的には人間の顔を表出したものと判断している。

そして、この片目の顔面把手をつけた土器がどういう目的のために製作されたのか。これについて詳細に触れた記述はなく、やはり大塚氏が「口唇裂や片目の顔のついた土器も、それが原因で夭折した子供の再生を願う儀礼に用いるものとしてつくられた^⑬」といい、上川名氏が「超人間的な勇者を賛え・・・神聖な器物として取り扱われた^⑭」と述べて、ともに呪術や祭祀という当時の精神生活の中の、しかも限られた場面に因んで作られた特殊性を指摘している。

もっとも顔面把手全般に通ずるその特殊性は、おおかたの認めるところであるが、ことに、上川名氏が山梨県の塩山市北原柳田遺跡から香炉型や鏝付樽型の勝坂式土器、磨製石斧などに伴った顔面把手付きの深鉢を発見した事実^⑮、小林知生先生が山梨県北巨摩郡須玉町の原ノ前遺跡から伏置した石皿の上に単独に乗せられた顔面部を発見した事実^⑯などはその好資料といえよう。ちなみに、この後者に類似する顔面部の破片だけが発見された事例は非常に多く、中村氏の記録によれば、144例中、約130を数え^⑰、上川名氏の「顔面装飾は土器と遊離し、二次的に使用されたものが多く発見され・・・土器が破損するやその意義は顔面のみに移り、・・・土器は破棄されたものと推測^⑱」したことを裏付けている。

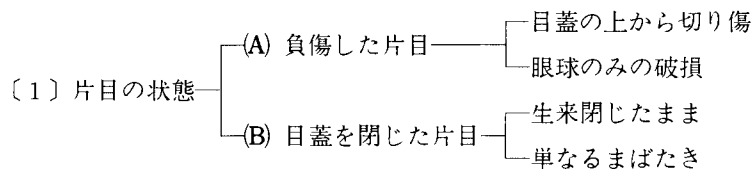
なお、前述の二宮神社境内、村山第三小学校敷地、青ヶ台における片目の3例ともそれぞれ単独の出土とされている^⑲。

以上が片目の顔面把手に関する言及とその研究の現状であるが、この片目の実体を明らかにするために、即物資料の研究を宗とする考古学の常道から逸れようとも、民俗学資料としての我国の伝説や習俗、さらに関連した研究成果に敢えて目を向け、いささかの手掛りでもつかんでみたいと思う。ことに故柳田国男氏の研究業績を頼りに、片目に関する上記のいくつかの問題点を逐一、探索してみようと思う。氏の「伝説は草木の如く、種は無始の昔にあっても伸び茂り又は片枝枯れゆがんで居る」が、「昔或時、めいめいの祖先が直接に目で視、手で探った実

験であって、それをよく覚えて居て語り伝へたのだ」という、しかも、「我々にとって最も大切なことは、この勘定も出来ぬほど遠い先祖の代から、土地毎に伝え信じ切って居た古事が、本来は如何なる種類の真実を保存して居たかを見出すことである」という論述を拠り所として^⑩。

III

柳田国男氏の論文の中にある片目に関する伝説を考察した「一目小僧^⑪」、「目一つ五郎考^⑫」、「片目の魚^⑬」は著名である。これらの中にはいくつかの片目の話しが丹念に集められていて、筆者の分析に恰好の材料を提供してくれる。この三つの論文を合わせると、およそ100にもおよぶ伝説があげられており、重複を除いても「一目小僧」に39、「目一つ五郎考」に23、「片目の魚」に25の事例を数えることができる。その事例を以下の問題点に合わせて整理しながら、検討を加えてみることにした。



〔1〕片目の状態

約90を数える伝説のうち、具体的にいかなる状態の片目なのか判断できないものが40例もある一方、片目の状態が明らかなものは48例を数える。そのうちで、片目を負傷するものが42もあり、圧倒的に多く、残りは片目を閉じた状態のもの3例、顔の真中に一つ目のもの2例、病による片目のもの1例にすぎない。なお、片目ではなくて、単に両眼が大小のものが4例存在する。

(A) 負傷した片目

事例のおよそ半数におよぶ片目の負傷は、事に臨んで後天的に起きた事故の結果であることが明瞭であり、かつ伝説の内容の重点をなしている。その典型をあげるならば、「神様は、昔京都からこの地へ御入りの時に、キュウリの蔓に引掛って転んで、ゴマの茎で御眼を突いた^⑭」（長野県小県、当郷管社）という事例がそれである。しかし、「昔この池に大蛇の住んでいたのを、月輪兵部という勇士狙ひ寄って放った矢、その左の眼を射貫いて頭の半分を射碎き、をろちは苦痛に堪へずこの岩の上で悶え死す^⑮」（徳島県富岡）とか、「落城のとき、城主今泉氏の愛娘が身投げて死んだ・・・その際匕首を以て一眼を刺して飛込んだ^⑯」（栃木県上三川）などにみられるように、矢とか匕首の類による切り傷の要素は確かにあるのだが、この負傷を語った伝説の大部分が、何らかの植物あるいは矢でもって「突く」「刺す」という要素を示し、負傷した片目を、目蓋の上からの切り傷か、あるいは眼球への突き傷か一概に決めつけることはむづかしい。

(B) 目蓋を閉じた片目

例えば、柳田氏が群馬県伊勢崎の五郎宮の神体について、「狩衣風折烏帽子の壮士の像であり、左の一眼を閉じて作られてあった^㉔」と述べているように、鎌倉権五郎景政にかかわりのある片目の木像はいくつか知られている。これは本来、目に矢を射たれる逸話に関連することであり、その点で伝説として前述の負傷の部類に含められるべきものであろう。したがって、生来、目蓋を閉ざしたものはともかく、単なるまばたきという要素は片目の伝説には無さそうである。

- 〔2〕片目になる原因
- (C) 過失や病気を含む自損行為
 - (D) 事故、闘争、処罰による被害損傷

〔2〕片目になる原因

この原因については、片目になってしまう過程が比較的はっきりしている伝説が意外に多く、実に興味深い。原因のわからない47例を除くと、45の事例がこれに該当する。しかも、前述の片目の状態が明らかなものにほぼ対応している。

(C) 自損行為

45例のうち、当事者自身の明らかな過失によって、植物で目を負傷する型があり、「鎮守様は大根につまづいて転んで、茶の木で眼を突かれた^㉕」（千葉県千町小高明神）はその好例である。他に自ら転んでゴマの茎、キビ殻、グミで負傷するのを含め、4例ほど存在する。ただし、「太子御自作と称する本尊が、もと鳥渡村の松塚という地に安置せられたのが、後に自ら飛行して土湯村の沢のあいだに隠れていた。一人の猟夫がかつてこの地を過ぐるとき、我を山上に負いき守護し奉れという声が草の中から聞えたので、驚きもとめてこの像を発見し・・・これを負い高原の平地に移した・・・この際猟人がササゲの蔓にけつまづき倒れ、ゴマの茎で尊像の眼を突き傷つけた^㉖」（福島県土湯）という事例が示しているように、当事者自身の直接の過失とはいい難い、つまり、当事者が彼の従者の過失によって眼に負傷するものがある。「加茂様が大昔、騎馬で戦に行かれた時、過って馬から落ちて、ススキの葉で片目を怪我なされた^㉗」（岐阜県美濃太田、加茂神社）という事例とともにこれが3例あり、厳密には当事者は被害者であって、この点、自損行為と断定できない曖昧な要素がみうけられる。

なお、先にもあげた今泉の姫が投身の際、匕首を目に刺す例は、植物以外のものによる、しかも明らかな自損行為であるが、これに類似する話しの大部分は、当事者の片目の状態も原因もまったくわからず、「昔郡内の某川に大きな穴ができて川の水を吸い込み、沿岸の農村ごとく田の水の欠乏を患っていた時、井上彈正なる者の娘、志願してその潭に飛込み、蛇体となって姿を隠すや、たちまち岸崩れてその穴を埋め、水は豊かに田に流れ入ようになった^㉘」（静岡県伊香）という事例のように、片目になる原因の話とは本来、別物と考えられる。

唯一の例として、「垂仁天皇の第九の皇子池速別、東国に下って病のため一目を損じたまい云云^㉙」（栃木県南高岡、鹿島神社）という病気の原因があるが、やはり特殊例とせざるを得ない。

(D) 被害損傷

片目になる原因が、被害による損傷にあるとする伝説は比較的多く、およそ40例を数える。そして、おおむね二つに分類することが可能である。

一方は、偶発的に眼に危害を受けるものであり、何か植物と接触する事故が圧倒的に多い。例えば「祭神がユズの樹の刺で眼を突かれた^㉔」(神奈川県宮瀬、熊野神社)という多分に当事者にも責任がないとはいきれないような上述の自損行為に近い性質のものから、「一匹の青大将が社地にわだかまって如何にすれども動かぬのを、六左衛門怒って梅の枝で蛇の頭を打ち、蛇は左の眼を傷ついて、ついにその地を去った^㉕」(岐阜県萩原、諏訪神社)という当事者の被害そのものまで17例もあげることができる。

残る一方は、「鎌倉権五郎景政・・・生年わづか十六才の時、鳥海弥三郎なる者に戦場において左の目を射貫かれ、その矢も抜かぬうちに答の矢を射返して相手を殺した^㉖」という武勇の逸話に類似した、闘争によって片目に負傷する伝説である。12例のほとんどは、景政が片目に矢傷を負うものであるが、「竹内弥五郎は弓矢の達人で、八郎瀧の主八郎権現が、冬になると戸賀の一の目瀧にきて住まうとするのを、一の目瀧の姫神に頼まれて、寒風山の嶺に待ち伏せをして、射てその片目を傷つけた^㉗」(秋田県北浦)とか、「沼のフナは、八幡太郎の流鏑馬の矢が水に落ちて、目を傷つけてから今もってみな片目になった^㉘」(宮城県上沼、八幡山)という変型も含まれている。

さらに、矢傷以外の例を求めてみると、「神は大蛇である故にこれを一目龍といい、昔山崩れがあった後、熊手の尖が当って片目龍となる^㉙」(三重県多度権現)、「阿弥陀如来、或時里の鶏、小児に追われて堂に飛込み、爪をもって御像の眼を傷つけた^㉚」(東京都善通寺)、「長者が娘に、夜な夜な通う男があって、たくの糸をえりにぬいつけてその跡をつなぎ、ついにこの池の主であることを知った。長者いきどおりにたえずして多くの巨石を水中に投じ、蛇はそれがために一眼を失う^㉛」(静岡県水見色)、「村の氏神と隣村の氏神と、谷川をへだてて石合戦をなされ、あちらは眼に当って傷つかれた^㉜」(福島県庭渡神社)、「大昔、コノハナサクヤヒメの神が、このお池の岸に遊んでおいでになった時、神様の玉のひもが水に落ちて、池のフナの目を貫く^㉝」(宮崎県都万神社)など6例をあげることができるが、それぞれ別の故事と結びついたもののおもわれる。

なお、静岡県の天狗の「夜とぼし」と称してドジョウを捕りにくる間は、溝や小川のドジョウは目がないとか、沖縄県の「きじむん」という山の神と同行して釣りをすると獲物が多く、ただ魚の眼だけを取ってゆくなどの事例はあっても、処罰や報復として目を抜かれる類は、少なくとも柳田氏のこれらの論文にはみあたらない^㉞。

〔3〕片目の当事者—
—(E) 人物
—(F) 人間以外のもの

〔3〕片目の当事者

90近くの事例について、それぞれの片目の当事者が何者であるか抽出し、分類してみた。まず、人物に該当するものと人物以外に該当するものとに大別してから、その後で両者を具体的に明示した。だいたい前者は24例、後者は63例に分かれ、人物は比較的少ない。

(E) 人物

これはおおむね権五郎景政の11例と貴人・偉人の9例に分かれる。武勇伝に基づく御霊社信仰の広範囲な分布が示すとおり、武者として景政が頻出するのは当然であろう。これに付随して景政や山本勘助の眇の子孫なども若干存在する。

貴人・偉人に相当するものも多く、過って片目を失う天智天皇・垂仁天皇の皇子・太子像・先祖・英雄・柿本人麿・城主・姫・名僧・易者など変化に富む。「天智天皇この地に御船かかりして、池のフナを釣らんとて上陸なされた時、フジの蔓が御馬の脚にからんで落馬したまい、男竹で眼を突いてお痛みなされた^④」(徳島県北灘、葛城大明神)は一例である。

平民としては、片目の男と片目の村娘が例外的にあるだけで、「昔一人の片目男があつて、馬に茶臼をつけて池の側を通るとて、水中に落ちて死んだ。その因縁で池のウナギは目一つ^④」(岡山県吉野、白壁池)がそれにあたる。

(F) 人間以外のもの

全例の $\frac{3}{4}$ ほどを占めるのがこの人間以外の当事者である。これは動物と神仏・妖怪の類に二分することができる。

まず、動物として圧倒的に多いのは、池・泉・川に住む魚の19例であり、なかでも片目のフナが目立ち、ほかにドジョウ・ウナギ・イモリ・カツオがわずかにみられる。蛇や青龍も6例あり、外見上、ドジョウやウナギとあい通ずるところに同類要素が潜んでいるようにおもわれる。魚と蛇の事例はすでに掲げたので省略する。

つぎに、神仏や妖怪など超自然的な存在が35例の多きを数える。そのうち、過半数の20例が神に相当し、氏神・天神・聖天・鎮守・家の祖神・潟の主などを含んでいる。対象的に仏は阿弥陀仏と地蔵の2例しかなく、きわめて少ないので、伝承上の借り物と考えざるを得ない。神仏とも、すでに事例を掲げたので省略する。ところで、前述の神に含めるべきか、後述の妖怪に含めるべきか、定かにできない山爺・山父・山霊を含む山の神が6例もみられ、例えば「山神はこの吹雪を幸いとして、背に大きなカマスを負い、人間、ことに小児を捕えに里に出てくるという。これを見たという人はまだ聞いたことがないが、古い人たちの話しでは、やはり眼が一つで足が一本である^④」(青森県新和)。そして、妖怪に類するものが7例存在する。これは一目入道・ユキンボ・ヒトツタタラ・一眼一足の化物・一眼の小人・一眼老婆など雑多であり、「雪の降る夜の明け方に出るもので、目が一つ足が一本の大入道^④」(岐阜県高山)は一例である。

なお、明らかに神仏の化身としての蛇・フナ・鳩という二重性が3例ほどあり、ふたつの伝説の合理的な組み合わせとみたい。

IV

さて、それでは前章において、それぞれ整理し検討した三つの課題をもとにして、その根底にある片目伝説の正体を探るべく、いくつかの考察を加えてみよう。

〔1〕片目であること

この検討の対象にしたすべての片目伝説は、柳田国男氏が三つの論文の中で逐次、掲載されたものである。論述に必要な引用とはいいいながら、90例にもおよぶ多くの該当事例が存在すること自体、驚嘆に値する。氏が一目小僧について「若干の地方的相異を以って、ほとんど日本全島に行きわたり^④」、鎌倉権五郎について「九州の南の端から始まって出羽の奥まで、二所三所づつこの人を祀った社のない国がない^⑤」と述べているように、我国の数多の伝説の中で根強く語り継がれてきたことは、もはや疑いない。因にこの片目伝説90例あまりを地方別に分類してみると、東北15、関東18、中部北陸29、近畿8、中国四国11、九州沖縄5となり、おそらく、北海道も含めて日本全国に広く、しかも、もっと数多く分布していたのではないかとおもわれる。

これらの片目説話には、たしかに後天的に片目を潰す事故のなりゆきを語った事例が頻出する一方、すでに自明のこととして片目である状態を端的に報じただけで、どういう状態なのか、もともと単眼なのか、生来、片目が閉じているのか、あるいは負傷した片目なのか、かいかもく不明瞭な事例がことのほか多いことに特徴がある。この二つの傾向を切り離して別々に扱う解釈と、融合させて帰一的に扱う解釈とが成り立つと考えられるが、伝説の有する一般性として、数多い単純な不思議話しが、もとは一つ一つ孤立しておこなわれていたのではなく、それを組み合わせてこしらえあげたとする想定^⑥を支持するならば、それらは片目の喪失伝説におおむね帰属させることも可能であろう。

しかしながら、片目についての伝承を合理化^⑦せんがために、植物でもって眼を潰す話を仕立てあげたと仮定するならば、そもそも何故、当事者が片目でなくてはならないのかというどの伝説もまったく定かにしていない不可欠な要素は、片目伝説の成立以前に、すでに往時の人々の生活における重要な部分を担っていたのではなかろうか。そのうえ、この伝説の中に主食とは無縁の農作物が頻繁に登場するのは、何を暗示しているのであろうか。

〔2〕片目になること

当事者が片目になってしまう原因から結果までの過程を具体的に述べた伝説が意外に多いことは、すでに前章で明らかにした通りである。そして、当事者自らの過失による自損行為としての「能動型」よりも、当事者が事故や闘争によって被害を受ける「受動型」の方が圧倒的に多いことも明らかにした。

この受動型の中にある権五郎景政の武勇伝は、ことのほか影響力が強く、時代を経るにしたがって場所の束縛を放れ、必要な伝説の特徴を失って昔話しの中に入る^④ようないくつかの事例と同様に、歴史上の名士を無造作にはめこむことによって伝説の現実化^⑤がおこなわれた典型ではなかろうか。

すなわち、景政の矢傷といい、今泉の姫の刀傷といい、また、阿弥陀如来像の負傷といい、すべて片目になる当事者の仮りの姿ばかりであり、その根底には片目になることがきわめて重要な意味をもつ根強い志向を感じてならない。この志向が、これほどまでに多く、広く、しかも古くから人々の間に存在していた要因は、やはり、信仰の力とすべきであろうか^⑥。

特に、「天神様は始めてこの村の麻畠の中へお降りなされた時、麻で目を突いてひどくお痛みなされた^⑦」（滋賀県笠縫）という事例にも明示されているように、事に臨んで負傷する件りは、柳田氏がいみじくも「家の創立に、また、その土地の開発にもっとも有力に参与したのは、貴く優れたる旅人であり・・・この旅人というのは実は神霊なのであるが・・・これを人間とまったく同じ形、同じ感情をもたせた^⑧」と述べ、片目の伝説が、なにがしか開祖とか起源と密接に係りを有し、しかも信仰に支えられて成立し、各地に分散して存続したことを示唆している。

〔3〕片目の主

すでに前述したように、これらの片目伝説においてもっとも中心のかつ重要な要素は、その当事者であり、人物24例、動物25例、神仏妖怪（神の化身を含む）38例に区分できることがわかった。

まず、人物の場合、植物による臨禍の主は、ほとんどが貴紳ばかりである。高貴な人を選んで伝説の永続を計る手立てとみることもできるが、庶民一般をはるかに超越した存在という意識の下に象徴的な何か信仰の対象者を感じずにはおられない。

同様に、権五郎景政という片目負傷の荒武者や山本勘助という片目片脚の智将の、常人業とおもわれない超人的な活躍を容易に借用して結びつけることのできる同じような伝承が、それ以前にあったのではないかと考えられる。

さらに、景政は、武勇伝とはむしろ無縁とおもわれる目の矢傷の洗浄を池や泉でおこない、ために片目の魚が住むといういわゆる伝説の合成^⑨が多くみとめられ、片目の主が水場と密接に関連していることを暗示している。

つぎに、動物の場合は、魚と蛇に限定されるところに重要な意味があるようにおもわれる。ことに、片目フナに住む伝説は神社仏閣に付随した清水や池に結びついた事例が非常に多いことに注目せねばならない^⑩。これは片目の主を現実化しようと象徴的に片目を潰して泳がせたり、片目の主に対して、同じ状態にした魚を生け贄^⑪として放したり、つまり、信仰に基づく伝説を祭祀や祈願の際に再現してみせる一種の共感呪術^⑫なのであろうか。

また、片目の主として池に住む蛇は、配偶者を求めて人に変身し、自ら人里に現われたり、逆に人が生け贄とか投身とか墜落して池に入り、蛇に変身したりする例がいくつかあり、どう

やら蛇も青龍や一目龍とともに水にまつわる信仰と関係が深いことが判明した^㉔。

そして、神仏妖怪の場合は、事例の数の上でも前二者を圧倒し、片目の神霊がことのほか多い。まして、悠久な伝承の過程の間で、仏尊を仮の姿とし、妖怪を本拠から離れて系統を失ってしまった昔の小さな神^㉕とするならば、根本的には片目の主を神霊に帰着させることにいささかの抵抗も感じない。しかも、民間信仰の神が、自然物や人に依り憑いてはじめて具象化されるもの^㉖であれば、貴神も龍蛇や魚も神の権化とみてさしつかえなからう。

柳田氏の「少なくとも、神に目一つなる神があることを人が信じていた時代が久しい^㉗」という卓見のように、八十万神の中にかつては片目神も歴然とした地位を占めていた時代があり、職業の神^㉘として移り変わる以前の未分化な山の神が、ひとつの特徴として片目神であったことは十分に考えられる。山の神の祖型を自然神として、樹木、岩石、鳥獸、草木など採取経済での生産物を支配する精霊であるとする見方^㉙を容認するならば、少なくとも片目神の信仰は、はるか縄文時代にまでさかのぼらせることが可能になってくる。その遠古の自然環境における生活資源と同様に、欠くことのできない水、すなわち、恩恵を受ける泉、池、谷川などに対して畏敬の念や感謝の意識を抱くことは想像にかたくない。そこに水源の神の発現と、信仰として定着する素地があったと考えられる。けだし、山の神でありながら、水を掌る神としての性格をもつ所以であろう^㉚。

V

縄文中期の勝坂式土器の把手部に表出された顔面には、きわめて稀有であるが、製作時あるいは使用時に一方の目を意識的に切り込んだ特異な面相がある。この切傷の意味と片目の当事者が何者なのか、それを考究する方法として、柳田国男氏の片目についての関係論文を材料に片目伝説を抽出し、片目の状態、その原因、その当事者などに限って考察した。

その結果、つぎのような結論を得るにいたった。すなわち、片目伝説はほぼ日本全国に分布し、地域ごとにそれぞれ伝承が繰り返される過程で多様に変化を遂げ、今日にいたっているが、その発端は、縄文時代にまでさかのぼる可能性の強い片目の自然神^㉛にあり、遠古における民間信仰の具現であろうと考えられる。

しかも、この片目神が水あるいは水場にかかわりの深い特徴を有し、象徴的な片目魚や龍蛇の伝説に発展して、祭祀や祈願にともないながら継承されたものとおもわれる。

したがって、顔面把手の主こそ、片目神そのものの表象であり、あるいは、依り代とか先駆ともいうべき特定の動物や人間の顔かもしれないが、いずれにしても仮の姿と考えたい。

往時の甲信地方を中心に山野を生活環境とした勝坂文化を担う人々の間に、自然を支配する諸々の神霊のひとつとして、片目神の信仰がゆきわたっていたのであろう。たまたま造形意匠のたくみな勝坂人の手によって、その片目の顔が把手に表現され、その背景には、土器の機能に特別な祈願を込めたひたむきな類感呪術^㉜が潜んでいるのではなからうか。

注

- ① 江坂輝弥 1974 「縄文人の信仰と芸術」古代史発掘3：土偶芸術と信仰 89頁。
- ② 江坂輝弥 1974 「顔面把手と人面付土器」前掲書① 146頁。
- ③ 中村日出男 1971 「顔面把手出土地名表」考古学ジャーナル63 14-18頁。
- ④ 上川名昭 1973 「顔面裝飾についての一考察」玉川学園女子短期大学紀要3 7, 13頁。
- ⑤ 大塚和義 1975 「縄文中期の三つ口」季刊どるめん5 42頁。
- ⑥ 大塚和義 1975 前掲書⑤ 42頁。
- ⑦ 上川名昭 1973 前掲書④ 17頁。
- ⑧ 大塚和義 1975 前掲書⑤ 42頁。
- ⑨ 大塚和義 1975 前掲書⑤ 42頁。
- ⑩ 上川名昭 1973 前掲書④ 17頁。
- ⑪ 上川名昭 1973 前掲書④ 6頁。
- ⑫ 小林知生 1954 「下津金出土の顔面把手」山梨大学学芸部研究報告5
- ⑬ 中村日出男 1971 前掲書③ 14-18頁。
- ⑭ 上川名昭 1973 前掲書④ 16頁。
- ⑮ 上川名昭 1973 前掲書④ 11頁。
- ⑯ 柳田国男 1962 「伝説」定本柳田国男集5 37頁。
- ⑰ 柳田国男 1962 「一目小僧」定本柳田国男集5 117-159頁。
- ⑱ 柳田国男 1962 「目一つ五郎考」定本柳田国男集5 160-191頁。
- ⑲ 柳田国男 1964 「片目の魚」定本柳田国男集26 169-185頁。
- ⑳ 柳田国男 1962 前掲書⑰ 127頁。
- ㉑ 柳田国男 1962 前掲書⑰ 144頁。
- ㉒ 柳田国男 1962 前掲書⑱ 179頁。
- ㉓ 柳田国男 1962 前掲書⑱ 170頁。
- ㉔ 柳田国男 1962 前掲書⑰ 127頁。
- ㉕ 柳田国男 1962 前掲書⑱ 170頁。
- ㉖ 柳田国男 1962 前掲書⑰ 128頁。
- ㉗ 柳田国男 1962 前掲書⑰ 136頁。
- ㉘ 柳田国男 1962 前掲書⑱ 181頁。
- ㉙ 柳田国男 1962 前掲書⑰ 156頁。
- ㉚ 柳田国男 1962 前掲書⑰ 145頁。
- ㉛ 柳田国男 1962 前掲書⑰ 130頁。
- ㉜ 柳田国男 1964 前掲書⑲ 184頁。
- ㉝ 柳田国男 1962 前掲書⑱ 190頁。
- ㉞ 柳田国男 1962 前掲書⑱ 161頁。
- ㉟ 柳田国男 1962 前掲書⑰ 157頁。
- ㊱ 柳田国男 1962 前掲書⑱ 161頁。
- ㊲ 柳田国男 1962 前掲書⑱ 169頁。
- ㊳ 柳田国男 1964 前掲書⑲ 178頁。
- ㊴ 柳田国男 1964 前掲書⑲ 177頁。
- ㊵ 柳田国男 1962 前掲書⑱ 182頁。
- ㊶ 柳田国男 1962 前掲書⑰ 136頁。
- ㊷ 柳田国男 1962 前掲書⑰ 155頁。

- ④③ 柳田国男 1962 前掲書①⑦ 119頁。
- ④④ 柳田国男 1962 前掲書①⑦ 119頁。
- ④⑤ 柳田国男 1962 前掲書①⑦ 131頁。
- ④⑥ 日本放送協会編 1972 日本伝説名彙 IV X頁。
- ④⑦ 日本放送協会 1972 前掲書④⑥ XI—XII頁。
- ④⑧ 関敬吾 1950 日本昔話集成1 18頁。
- ④⑨ 関敬吾 1950 前掲書④⑧ 19頁。
- ⑤① 日本放送協会 1972 前掲書④⑥ X頁。
- ⑤② 柳田国男 1962 前掲書①⑦ 128頁。
- ⑤③ 日本放送協会 1972 前掲書④⑥ XI頁。
- ⑤④ 柳田国男 1962 前掲書④⑥ IX頁。
- ⑤⑤ 柳田国男 1964 「日本の伝説」定本柳田国男集26 160頁。
- ⑤⑥ 柳田国男 1962 前掲書①⑦ 141,146頁。
- ⑤⑦ フレイザー, J.G. 1951 「金枝篇(一)」岩波文庫 62頁。
- ⑤⑧ 永橋卓介 1951 「金枝篇(一)」岩波文庫 62頁。
- ⑤⑨ 柳田国男 1962 前掲書①⑧ 163頁。
- ⑤⑩ 柳田国男 1962 前掲書①⑦ 151頁。
- ⑤⑪ 池上廣正 1959 「霊と神の種類とあらわれ方」日本民俗学大系8：信仰と民俗 21頁。
- ⑤⑫ 柳田国男 1962 前掲書①⑧ 161頁。
- ⑤⑬ 堀一郎 1959 「職業の神」日本民俗学大系8：信仰と民俗 91—135頁。
- ⑤⑭ 千葉徳爾 1971 「狩と山の神信仰」続狩猟伝承研究 274頁。
- ⑤⑮ 池田源太 1960 「山の信仰」山岳宗教と民間信仰の研究 64頁。
- ⑤⑯ 池上廣正 1959 「自然と神」日本民俗学大系8：信仰と民俗 137—156頁。
- ⑤⑰ フレイザー, J.G. 1951 前掲書⑤⑦ 62頁。
- ⑤⑱ 永橋卓介 1951 前掲書⑤⑦ 62頁。